

『採用面接の際の注意事項』

『面接の際に聞いてはいけないこと』などありますか？

また他に気をつけなければならない点などあれば教えてください。

以前、厚生労働省より発表された資料の中では、採用選考にあたり就職差別につながるおそれがあるとして以下のような質問は避けるようにという指導があります。

1.本人に責任のない事項

本籍・出生地に関すること
家族に関すること(職業、続柄、健康、地位、学歴、収入、資産など)
住宅状況に関すること(間取り、部屋数、住宅の種類、近隣の施設など)
生活環境・家庭環境に関すること

2.本来自由であるべき事項

宗教に関すること
支持政党に関すること
人生観・生活信条に関すること
尊敬する人物に関すること
思想に関すること
労働組合・学生運動など社会運動に関すること
購読新聞・雑誌・愛読書などに関すること

また、採用選考時に健康診断を行うこともなるべく避けるべきです。
平成5年に旧労働省より以下のような通達が各都道府県職安課長に出されました。

「労働安全衛生法では雇入れ時の健康診断が義務付けられていますが、同規則は、採用選考時の健康診断について規定したのではなく、常時使用する労働者を雇入れた際における適性配置、入職後の健康管理に資するための健康診断であることから、採用選考時に同規則を根拠として採用可否決定のための健康診断を実施することは適切さを欠くものである。

また、健康診断の必要性を慎重に検討することなく、採用選考時に健康診断を実施することは、応募者の適性と能力を判断する上で必要のない事項を把握する可能性があり、結果として、就職差別につながるおそれがあるところである」

したがって行う場合は、健康診断が本当に必要かどうかを慎重に検討する必要があるでしょう。

さらに職業安定法(法に基づく指針)では、募集を行う際原則として収集してはならない個人情報が以下のように規定されています。
(職業安定法違反の場合は罰則として6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科されます。)

- ・人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項(家族の職業、収入、本人の資産等など)
- ・思想及び信条(人生観、生活信条、支持政党、購読新聞、雑誌、愛読書)
- ・労働組合への加入状況(労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報)